

## 練馬区感染症予防計画について

### 1 計画の策定

新型コロナ対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 10 条第 14 項の規定に基づき、区の感染症対策の方向性を示す練馬区感染症予防計画を策定する。

### 2 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

### 3 計画の概要

別添のとおり

### 4 練馬区感染症予防計画

別添のとおり